

令和2年度 入学生

分校舎高等部 通学生：東佐賀病院（G-1課程）

佐賀県立中原特別支援学校分校舎

区分		学年	1年	2年	3年
各教科等の指導	各学科に共通する各教科	国語	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		社会	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		数学	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		理科	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		音楽	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		美術	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		保健体育	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		職業	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		家庭	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
	特別の教科 道徳	0 ( 20 )	0 ( 20 )	0 ( 20 )	
	総合的な探究の時間	0	0	0	
	特別活動	0 ( 15 )	0 ( 15 )	0 ( 15 )	
	自立活動	350 ( 210 )	350 ( 210 )	350 ( 210 )	
	小計	350 ( 700 )	350 ( 700 )	350 ( 700 )	
たを各指合教導わ科せ等	日常生活の指導	210	210	210	
	生活単元学習	490	490	490	
	小計	700	700	700	
合計			1050	1050	1050

※学校教育法施行規則第130条第2項による。

※特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章第2節第8款第3の（2）、第4の（1）及び第6による。

分校舎高等部 施設等訪問教育（G-2課程）

佐賀県立中原特別支援学校分校舎

区分		学年	1年	2年	3年
各教科等の指導	各学科に共通する各教科	国語	0 ( 20 )	0 ( 15 )	0 ( 15 )
		社会	0 ( 5 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )
		数学	0 ( 10 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
		理科	0 ( 5 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )
		音楽	0 ( 20 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
		美術	0 ( 10 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
		保健体育	0 ( 5 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )
		職業	0 ( 10 )	0 ( 15 )	0 ( 15 )
		家庭	0 ( 10 )	0 ( 15 )	0 ( 15 )
	特別の教科 道徳	0 ( 3 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )	
	総合的な探究の時間	0	0	0	
	特別活動	0 ( 2 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )	
	自立活動	50 ( 60 )	70 ( 40 )	70 ( 40 )	
	小計	50 ( 160 )	70 ( 140 )	70 ( 140 )	
たを各指合教導わ科せ等	日常生活の指導	50	35	35	
	生活単元学習	110	105	105	
	小計	160	140	140	
合計			210	210	210

※学校教育法施行規則第130条第2項による。

※特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章第2節第8款第5の（1）、（2）及び6による。

令和2年度 入学生

分校舎高等部 病棟内訪問教育：東佐賀病院（G－3課程） 佐賀県立中原特別支援学校分校舎

区 分		学 年	1年	2年	3年
各教科等の指導	各学科に共通する各教科	国語	0 ( 20)	0 ( 20)	0 ( 20)
		社会	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
		数学	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
		理科	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
		音楽	0 ( 20)	0 ( 20)	0 ( 20)
		美術	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
		保健体育	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
		職業	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
		家庭	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
	特別の教科 道徳	0 ( 3)	0 ( 3)	0 ( 3)	
	総合的な探究の時間	0	0	0	
	特別活動	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)	
	自立活動	105 ( 75)	105 ( 75)	105 ( 75)	
	小計	105 (175)	105 (175)	105 (175)	
たを各指合教導わ科せ等	日常生活の指導	70	70	50	
	生活単元学習	105	105	105	
	小計	175	175	175	
合計			280	280	280

※学校教育法施行規則第130条第2項による。

※特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章第2節第8款第5の(1)、(2)及び6による。